

令和元年度

研 修 実 施 結 果 報 告

裁判所職員総合研修所

目 次

1	中央研修		1 頁
2	高裁委嘱研修		7 頁
3	自庁研修		13 頁
4	研究		14 頁
5	委託研修		16 頁

1 中央研修

(1) 管理者層

ア 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
1	首席書記官研究会	首席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	1. 9.18(水) ～ 9.19(木)	2 日	30	地・家・簡裁の 首席書記官
2	首席 家庭裁判所 調査官 研究会	第 1 回	裁判所職員 総合研修所	1. 9. 5(木) ～ 9. 6(金)	2 日	8	高裁所在地の 首席家裁調査 官
		第 2 回		1.11.19(火) ～11.20(水)	2 日	50	首席家裁調査 官
3	事務局長研究会	事務局長として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 2.20(木) ～ 2.21(金)	2 日	23	地・家裁の事 務局長
4	管理者研究会 (組織運営) ※ 司 研 合 同	支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	1. 5.21(火) ～ 5.23(木)	3 日	60	次席書記官, 次 席家裁調査官, 総括主任家裁 調査官(次席家 裁調査官の経 験がある者), 次 長
5	次 席 家庭裁判所調査官等 研 究 会	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	1. 9.25(水) ～ 9.27(金)	2.5 日	28	次席家裁調査 官, 総括主任 家裁調査官
6	管理者研究会	幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	31. 4.15(月) ～ 4.19(金)	5 日	127	新たに局長(高裁 を除く。), 次長, 事務部長, 首席 書記官, 次席書記 官, 総括主任書 記官, 首席家裁調 査官, 次席家裁 調査官, 総括主 任家裁調査官, 首 席技官(最高 裁), 次席技官 (最高裁)等に任 命された者

イ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
7	研修計画協議会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議し、研修方針の周知徹底を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 1. 9(木) ～ 1.10(金)	1.5 日	25	高裁の次長, 首席書記官, 高裁所在地の 首席家裁調査 官

(2) 中間管理者層

ア 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
8	中間管理者 研 修 I	第 1 回	裁判所職員 総合研修所	1. 10. 15(火) ～10. 18(金)	各 4 日	79	昇任後おおむ ね7年未満の主 任書記官若し くは主任家裁調 査官, 速記管理 官, 速記副管理 官, 課長補佐, 専門官, 班長又 は主任技官の 職にある者
		第 2 回		2. 1. 14(火) ～ 1. 17(金)		79	
		第 3 回		2. 2. 4(火) ～ 2. 7(金)		78	
9	中間管理者 研 修 II	第 1 回	裁判所職員 総合研修所	1. 10. 29(火) ～10. 31(木)	各 3 日	61	訟廷管理官, 訟廷副管理官, 裁判員調整 官, 課長, 文 書企画官, 企 画官, 首席技 官, 営繕企画 官 (最高裁) 又は昇任後お おむね7年以 上経過した主 任書記官若し くは主任家裁 調査官の職に ある者
		第 2 回		1. 12. 10(火) ～12. 12(木)		59	
10	主 任 家 庭 裁 判 所 調 査 官 研 修	主任家裁調査官として 必要な指導監督能力の 向上及び管理者意識の 高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	1. 6. 25(火) ～ 6. 28(金)	3. 5 日	47	主任家裁調査 官

イ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
11	研修指導 研 究 会	第 1 回	裁判所職員 総合研修所	1. 6. 5(水) ～ 6. 7(金)	3 日	38	次席書記官, 総括主任書記 官, 主任書記 官, 訟廷管理 官, 訟廷副管 理官, 裁判員 調整官, 次席 家裁調査官, 総括主任家裁 調査官, 主任 家裁調査官, 総括企画官, 課長, 文書企画 官, 企画官, 課 長補佐, 専門官
		第 2 回		1. 12. 17(火) ～12. 19(木)	3 日	44	

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
12	実務指導研究会	民 事	書記官ブラッシュアップ研修の指導者を養成する。	裁判所職員総合研修所	1. 5.14(火)～5.15(水)	各2日	41	書記官ブラッシュアップ研修の講師となる予定の者
		刑 事			1. 5.14(火)～5.15(水)		35	
		家 事			1. 5.16(木)～5.17(金)	各2日	36	
		少 年			1. 5.16(木)～5.17(金)		22	

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

ア 裁判事務系

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
13	家事実務研究会 ※ 司 研 合 同		家事書記官及び家事係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所及び裁判所職員総合研修所	1. 11. 6(水)～11. 8(金)	3日	100	家裁で家事事件を担当する書記官, 家裁調査官
14	少年実務研究会 ※ 司 研 合 同		少年書記官及び少年係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所及び裁判所職員総合研修所	1. 9. 11(水)～9. 13(金)	3日	98	家裁で少年事件を担当する書記官, 家裁調査官
15	民事実務研究会	第1回 ※司研合同	民事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所及び裁判所職員総合研修所	1. 6. 12(水)～6. 13(木)	各2日	50	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
		第2回		裁判所職員総合研修所	2. 1. 23(木)～1. 24(金)		50	
16	刑事実務研究会 ※ 司 研 合 同		刑事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所及び裁判所職員総合研修所	1. 11. 21(木)～11. 22(金)	2日	50	高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官
17	家事特別研究会 ※ 司 研 合 同		後見関係事件等の運用をめぐる諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所及び裁判所職員総合研修所	1. 10. 10(木)～10. 11(金)	1.5日	50	家裁で後見関係事件を担当する書記官

18	家庭裁判所 調 査 官 特 別 研 修	第 1 回	行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。	裁判所職員 総合研修所	1. 10. 29(火) ～11. 1(金)	4 日	39	家裁調査官実務研修を終了した者及び平成28年度家裁調査官応用研修を終了した者
		第 2 回			1. 12. 4(水) ～12. 6(金)	3 日	39	
		第 3 回			2. 1. 29(水) ～ 1. 31(金)	3 日	40	
19	家庭裁判所調査官 応 用 研 修		専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	1. 7. 8(月) ～ 7. 12(金)	5 日	52	家裁調査官任官後、3年以上経過した者のうち家裁調査官実務研修又は家裁調査官応用研修を終了していない者
20	速 記 官 中 央 研 修		裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	1. 7. 3(水) ～ 7. 4(木)	1. 5 日	20	速記官（速記管理官及び速記副管理官を除く。）
21	執 行 官 実 務 研 究 会		社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	裁判所職員 総合研修所	2. 2. 4(火) ～ 2. 6(木)	3 日	19	執行官
22	新 任 執 行 官 研 修		職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	1. 5. 28(火) ～ 5. 31(金)	3. 5 日	13	平成30年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者

イ 事務局事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
23	係 長 等 (総 務 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	1. 10. 1(火) ～10. 3(木)	3 日	52	高・地・家裁 本庁の総務事務を担当する 係長, 専門職
24	係 長 等 (人 事 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	1. 10. 23(水) ～10. 25(金)	3 日	71	高・地・家裁 本庁の人事事務を担当する 係長, 専門職
25	係 長 等 (会 計 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	1. 11. 12(火) ～11. 15(金)	4 日	59	高・地・家裁 本庁の会計事務を担当する 係長, 専門職

ウ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
26	研 修 事 務 担 当 者 研 修	研修の企画, 実施等に必要な知識及び技能を付与することにより, 執務能力の向上と職務意識の高揚を図り, もって高裁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	裁判所職員 総合研修所	1. 6. 18(火) ～ 6. 20(木)	3 日	39	研修事務を担当する高・地・家裁の係長, 専門職, 主任

(4) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
27	総 合 職 採 用 職 員 初 任 研 修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し, 職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	1. 4. 5(金) ～ 4. 9(火)	3 日	64	平成30年度 裁判所職員採用総合職試験の合格者で, 新たに採用されたもの

(5) その他

ア 情報化関係

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
28	情報セキュリティ 研 修	情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し, 情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに, 情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	1. 10. 8(火) ～10. 9(水)	1. 5 日	66	情報セキュリティ対策事務 従事者の事務を補助する者 (管理職以上の者)

29	情報処理 研 修	第1回	情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るための指導的役割を果たす者を広く養成する。	裁判所職員 総合研修所	1. 5.21(火) ～ 5.23(木)	各 3日	58	情報化の推進に指導的役割を果たすことが期待される行(一)職員(家裁調査官を除く。)
		第2回			1. 5.28(火) ～ 5.30(木)		60	
30	裁判事務支援システム (少年事件部分)導入 研 修	第1回	裁判事務支援システム(少年事件部分)の円滑な導入に向けて中心的役割を果たす者を養成する。	裁判所職員 総合研修所	1. 5.13(月) ～ 5.14(火)	各 2日	54	裁判事務支援システム(少年事件部分)の導入事務を担当する職員
		第2回			1. 6. 6(木) ～ 6. 7(金)		64	
		第3回			1. 7. 9(火) ～ 7.10(水)		46	
		第4回			1. 9. 9(月) ～ 9.10(火)		44	

イ 採用試験事務関係

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
31	採用試験事務担当者 研究会	採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	1. 5.29(水)	1日	28	採用試験事務を担当する管理職員

2 高裁委嘱研修

(1) 管理者層

管理業務系

官 理 実 務 研 究 会							
番 号	名 称	目 的	高 裁 名	実 施 場 所	実施時期	人 員	対 象 者
32	次 席 家庭裁判所調査官 等実務研究会	高等裁判所で実施する 委嘱研修及び高裁 ブロック研修の運営 等について研究及び 討議を行うことにより、 研修の充実及び 改善に寄与させる。	東 京	各高等裁判所	1. 6. 14(金)	12	次席家裁調査官， 総括主任家裁調査 官
			大 阪		1. 6. 5(水)	11	
			名 古 屋		2. 1. 17(金)	12	
			広 島		1. 6. 27(木)	5	
			福 岡		1. 6. 12(水)	13	
			仙 台		1. 6. 17(月)	7	
			札 幌		1. 7. 18(木) ～ 7. 19(金)	6	
			高 松		1. 6. 21(金)	6	
			計				

(2) 中間管理者層

管理業務系

官 理 業 務 系							
番号	名 称	目 的	高 裁 名	実 施 場 所	実施時期	人員	対 象 者
33	新任中間管理者 研 修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	東 京	裁判所職員 総合研修所	1. 5. 27(月) ～ 5. 31(金)	91	新たに主任書記官，訟廷管理官，訟廷副管理官，裁判員調整官，主任家裁調査官，速記管理官，速記副管理官，課長，文書企画官，企画官，課長補佐，首席技官，班長（最高裁），主任技官（最高裁を含む），地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者
					1. 9. 10(火) ～ 9. 13(金)	18	
			大 阪	裁判所職員 総合研修所 分室等	31. 4. 15(月) ～ 4. 19(金)	34	
					31. 4. 22(月) ～ 4. 26(金)	25	
			名 古 屋		1. 5. 20(月) ～ 5. 24(金)	22	
			広 島		1. 5. 27(月) ～ 5. 31(金)	22	
			福 岡		1. 5. 20(月) ～ 5. 24(金)	46	
			仙 台		1. 5. 20(月) ～ 5. 24(金)	28	
			札 幌		1. 5. 20(月) ～ 5. 24(金)	12	
			高 松		1. 5. 20(月) ～ 5. 24(金)	18	
			計				316

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

ア 裁判事務系

番号	名 称	目 的	高 裁 名	実 施 場 所	実施時期	人 員	対 象 者
34	書記官 ブラッシュアップ 研 修	中堅書記官としての職務全般を遂行するのに十分な知識及び技能を付与するとともに、多様な裁判事務に対する積極的な態度をかん養する。	東 京	裁 判 所 職 員 総 合 研 修 所	1. 7. 23(火) ～ 8. 2(金)	140	書記官任用資格取得後5年以上の者 (中間管理職以上の者を除く。)
			大 阪	裁 判 所 職 員 総 合 研 修 所 分 室 等	1. 8. 20(火) ～ 8. 30(金)	33	
			名 古 屋		1. 7. 8(月) ～ 7. 19(金)	30	
			広 島		1. 7. 2(火) ～ 7. 12(金)	17	
			福 岡		1. 7. 23(火) ～ 8. 2(金)	26	
			仙 台		1. 7. 2(火) ～ 7. 12(金)	17	
			札 幌		1. 8. 20(火) ～ 8. 30(金)	8	
			高 松		1. 7. 16(火) ～ 7. 26(金)	3	
			計				
35	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	東 京	東京高等裁判所	1. 10. 9(水) ～10. 11(金)	59	主任家裁調査官, 家裁調査官
					1. 11. 27(水) ～11. 29(金)	30	
			大 阪	裁 判 所 職 員 総 合 研 修 所 分 室 等	1. 10. 2(水) ～10. 4(金)	44	
					1. 10. 16(水) ～10. 18(金)	25	
			名 古 屋		1. 10. 16(水) ～10. 18(金)	16	
			広 島		1. 10. 16(水) ～10. 18(金)	32	
			福 岡		1. 10. 16(水) ～10. 18(金)	15	
			仙 台		1. 11. 26(火) ～11. 28(木)	9	
			札 幌		1. 10. 23(水) ～10. 25(金)	9	
			高 松				
			計				

イ 事務局事務系

イ 事務局事務系

番号	名 称	目 的	高 裁 名	実 施 場 所	実施時期	人 員	対 象 者		
36	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	東 京	裁判所職員 総合研修所	1. 7. 3(水) ～ 7. 5(金)	68	新たに係長に任命 された者		
			大 阪	裁判所職員 総合研修所 分室等	1. 6. 19(水) ～ 6. 21(金)	24			
					1. 7. 10(水) ～ 7. 12(金)	22			
			名 古 屋		1. 5. 14(火) ～ 5. 16(木)	32			
			広 島		1. 5. 21(火) ～ 5. 23(木)	25			
			福 岡		1. 6. 4(火) ～ 6. 6(木)	31			
			仙 台		1. 5. 15(水) ～ 5. 17(金)	25			
			札 幌		1. 5. 14(火) ～ 5. 16(木)	14			
			高 松		1. 6. 5(水) ～ 6. 7(金)	9			
			計					250	
37	事務官専門研修	総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、事務局において中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	東 京	東京高等 裁判所	1. 10. 15(火) ～ 10. 16(水)	28	採用後 7 年以上の 行(一)事務官（専門 官以上の職にある 者を除く。）		
					1. 10. 23(水) ～ 10. 24(木)	22			
			大 阪	裁判所職員 総合研修所 分室等	1. 10. 16(水) ～ 10. 18(金)	30			
					1. 10. 3(木) ～ 10. 4(金)	28			
			名 古 屋		1. 9. 26(木) ～ 9. 27(金)	10			
			広 島		1. 11. 7(木) ～ 11. 8(金)	21			
			福 岡		1. 9. 26(木) ～ 9. 27(金)	14			
			仙 台		1. 10. 16(水) ～ 10. 17(木)	10			
			札 幌		1. 9. 25(水) ～ 9. 27(金)	7			
			高 松						
			計					170	

(4) 事務官層

(4) 事務官層							
番号	名 称	目 的	高 裁 名	実 施 場 所	実施時期	人 員	対 象 者
38	ジャンプアップ 研 修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	東 京	東京高等裁判所	1. 12. 3(火) ～12. 5(木)	54	採用後 7 年以上 10 年未満の行(一)事務官 (係長, 専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。)
			大 阪	裁判所職員 総合研修所 分室等	1. 12. 3(火) ～12. 5(木)	24	
			名古屋		1. 12. 3(火) ～12. 5(木)	9	
			広 島		1. 10. 29(火) ～10. 31(木)	9	
			福 岡		1. 12. 10(火) ～12. 12(木)	14	
			仙 台		1. 11. 13(水) ～11. 15(金)	15	
			札 幌		1. 12. 10(火) ～12. 12(木)	5	
			高 松		参加候補者がいなかったため実施せず		
			計				

39	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	通信研修				採用後1年以上の行(一)事務官（書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職（Ⅰ種、上級）試験合格者等を除く。）
			東京	各高等裁判所	31. 2. 27(水) ～1. 6. 12(水)	100	
			大阪		31. 2. 19(火) ～1. 6. 3(月)	45	
			名古屋		31. 3. 1(金) ～1. 6. 17(月)	38	
			広島		31. 2. 28(木) ～1. 6. 14(金)	17	
			福岡		31. 3. 8(金) ～1. 6. 11(火)	29	
			仙台		31. 3. 1(金) ～1. 6. 12(水)	17	
			札幌		31. 3. 1(金) ～1. 6. 19(水)	20	
			高松		1. 3. 3(日) ～ 6. 21(金)	7	
			計			273	
			面接研修				
			東京	裁判所職員 総合研修所	1. 6. 18(火) ～ 7. 2(火)	99	
			大阪	裁判所職員 総合研修所 分室等	1. 6. 4(火) ～ 6. 14(金)	45	
			名古屋		1. 6. 18(火) ～ 6. 28(金)	38	
			広島		1. 6. 12(水) ～ 6. 25(火)	17	
			福岡		1. 6. 17(月) ～ 7. 2(火)	29	
			仙台		1. 6. 10(月) ～ 6. 21(金)	17	
			札幌		1. 6. 18(火) ～ 7. 2(火)	20	
			高松		1. 6. 24(月) ～ 7. 5(金)	7	
			計			272	

(5) 新採用職員層

5) 新採用職員層							
番号	名 称	目 的	高裁名	実 施 場 所	実施時期	人員	対 象 者
40	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	東 京	裁判所職員総合研修所	31. 4. 15(月)～ 4. 19(金)	82	新たに採用された職員（総合職採用職員を除く。）
					31. 4. 22(月)～ 4. 26(金)	82	
					1. 10. 28(月)～11. 1(金)	42	
			大 阪	裁判所職員総合研修所分室等	1. 5. 20(月)～ 5. 24(金)	28	
					1. 5. 27(月)～ 5. 31(金)	27	
			名古屋		31. 4. 15(月)～ 4. 19(金)	44	
			広 島		31. 4. 15(月)～ 4. 19(金)	14	
					1. 5. 13(月)～ 5. 17(金)	13	
			福 岡		31. 4. 15(月)～ 4. 19(金)	47	
			仙 台		31. 4. 15(月)～ 4. 19(金)	18	
			札 幌		31. 4. 15(月)～ 4. 19(金)	23	
			高 松		31. 4. 15(月)～ 4. 19(金)	25	
			計				

3 自庁研修

(1) 事務官層

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実施時期	期 間	人 員	対 象 者
41	ステップアップ 研 修	本格的なジョブ ローテーションが 始まる前にその意 義を理解させ、動機 付けを行うとともに、職務遂行能力 の向上を図り、事 務局事務等の一般 的な知識を付与す る。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含 む。)又は 高等裁判所	2月から 3月まで の間に実 施機関が 適宜決定	3 日	212	採用3年目の行(-) 事務官, 行(-)技官

(2) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	人 員	対 象 者
42	フォローアップ セ ミ ナ ー	裁判所職員として 必要な基礎的知識 を確認させ、幅広い 視野で職務を遂行 する姿勢をかん 養する。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	①2月及び3月中で 実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に 応じて、①に定める 日に加え、実施機関 が適宜決定	417	採用後1年程度を 経過した行(-)事務 官, 行(-)技官
43	フレッシュ セ ミ ナ ー	職員として当面必 要な知識を付与 し、職場への円滑 な定着を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	採用後勤務初日及び 2日目	546	新たに採用された 職員

4 研究

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人 員	対 象 者
44	合 同 実 務 研 究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。 研究テーマ「児童福祉法28条事件及び同法33条事件の事件処理における職種間の連携、協働～青森家庭裁判所弘前支部における事件処理の実情を踏まえた検討～」，「親権制限事件及び児童福祉法28条事件の事件処理における職種間の連携・協働について（大阪家庭裁判所における事件処理の実情及び更なる審理の充実に向けて）」	研究員が所属する家庭裁判所	1. 9 ～ 2. 3	7月	7	主任書記官，主任家裁調査官，書記官，家裁調査官
45	書記官実務研究	書記官実務における諸問題について，体系的かつ実証的な研究をさせることにより，実務の改善及び向上に寄与させる。 研究テーマ「会社非訟事件及び借地非訟事件を中心とした非訟事件に関する書記官事務の研究」	裁判所職員総合研修所	31. 4 ～ 2. 3	1年	2	書記官
46	家庭裁判所調査官実務研究（個人及び共同研究）	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより，調査実務能力の向上に寄与させる。 共同研究テーマ「非行促進要因及び非行抑止要因の特徴，変化に着目した再非行危険性の分析・評価－再非行事案の検証を通じて見えてきたもの－」，「粗暴事案に対する教育的措置ツールの開発－アングーマネジメントによる認知変容を目指して－」	研究員が所属する家庭裁判所	1. 7 ～ 2. 3	8月	14 ※個人研究については選定せず	（個人研究）家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 （共同研究）家裁調査官
	同 上 （指定研究）	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより，調査実務能力の向上に寄与させる。 研究テーマ「家庭裁判所調査官による調査面接の基本的姿勢，技法及び研さんの視点について」	研究員が所属する家庭裁判所及び裁判所職員総合研修所	31. 4 ～ 2. 3	1年	6	家庭裁判所調査官専門研修を終了した者

47	家庭裁判所調査官 関係機関特別研究 (家事及び少年 関係機関につ いての研究)	関係機関における業務の実 際に関する研究を行わせる ことにより、調査実務能力 の向上に寄与させる。	児童相談所 等	令和元年7月か ら令和2年3月 まで期間で、総 研が選定した研 究員が計画した 期間		家事 10 少年 9	家庭裁判所調 査官実務研修 又は家庭裁判 所調査官応用 研修を終了し た者
	同 上 (心身の鑑別につ いての研究)		少年院等				
	同 上 (更生保護につ いての研究)		矯正研修所 及び 研究員が 所属する 家庭裁判所	2. 2 ～ 3	1 月	実施 せず	家庭裁判所調 査官専門研修 を終了した者
			法務総合研 究所及び 研究員が 所属する 家庭裁判所	1. 5 ～ 7	2 月	3	家庭裁判所調 査官実務研修 又は家庭裁判 所調査官応用 研修を終了し た者

5 委託研修

番号	委託庁	名 称	人 員
48	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	11
49	財 務 省	会計事務職員研修	16
50		会計事務職員契約管理研修	3
51		予算編成支援システム研修	19
52		予算担当職員初任者研修	4
53		決算書作成システム研修	2
54		会計監査事務職員研修	中止
55	国 税 庁	税務大学校本科特別研修	1
56	総 務 省	情報システム統一研修	512